

認知症介護研究・研修東京センター研究費管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という）及びセンター職員が行う研究にかかる研究費等の適正な運営・管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における研究費等とは、原則として次の各号に定めるものをいう。

- 一 センター運営費による研究費
- 二 厚生労働省等の補助金による研究費
- 三 日本医療研究開発機構（AMED）、厚生労働省、文部科学省等の科学研究費助成事業等による研究費
- 四 関係機関や団体が所管する競争的資金制度に基づく研究費
- 五 その他センターが管理する研究費

(対象者の範囲)

第3条 センター常勤若しくは非常勤職員として報酬を得ている者及び上席研究者、客員研究員がセンターの名称を使用して研究した場合。

(適用範囲)

第4条 研究費等の取扱いは、法令、研究費等の配分機関により特段の定めがある場合、またはセンター内の他の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 研究費の責任体制

(管理体制)

第5条 研究に係る研究費等の管理体制を以下のとおりとする。

- 一 最高管理責任者
センター長として、研究費等の管理全般に責任を負う。
- 二 統括管理責任者
副センター長として、最高管理責任者を補佐して研究費等の管理全般について統括する実質的な責任を持つ。
- 三 コンプライアンス推進責任者
運営部長として、統括管理責任者の指示の下、研究費等の管理対策の実施及び確認を行うほか、コンプライアンス教育や研究費の執行が適切に行なわれるようモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。
- 四 コンプライアンス推進副責任者
運営部主管として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費等管理の事務局を担う。

五 研究費管理責任者

運営部経理課長として、コンプライアンス推進責任者の下、研究費の管理業務を行なう。

- 2 前項で指定している者が自ら研究を行う場合の研究費等の管理は、その者を除く前項各号で指定した者に委ねるものとする。

ただし、研究費管理責任者は管理体制の他業務を兼務することができない。

第3章 研究等の登録

(登録)

第6条 センターの職員が携わる研究については、全て運営部総務課に登録するものとする。なお、研究は原則的にセンターの業務として実施されるものであることから、研究開始日の前年度末までに、その実施については機関決定されていることを基本とする。

- 2 前項の規定に限らず、外部の関係機関及び研究者等から分担研究の依頼があった場合は、依頼を受けた職員が最高管理責任者の同意を得たうえで、運営部総務課に登録するものとする。
- 3 国等の依頼により、急を要する特別な研究を実施する場合は、速やかにその実施を機関決定するものとする。
- 4 登録する研究等については、倫理審査申請書及び利益相反に関する申告書を添えて登録するものとする。その際、倫理審査申請書をもって登録書面と見なす。なお、倫理審査及び利益相反に関しては別に規定を定める。

(承認)

第7条 研究等の承認は、倫理審査委員会及び利益相反委員会の審査結果を受け、最高管理責任者が承認の決定を通知することをもって決定する。

- 2 複数年に及ぶ研究等の承認は、各年度当初に倫理審査継続申請及び利益相反申告を提出し審査を受け、最高管理責任者が承認の決定を通知することをもって決定される。

第4章 不正使用の防止及び措置

(不正防止の取組)

第8条 不正防止のために以下の取組を行う。

- 一 研究費等の管理に関する研修会を実施して、研究に関係する職員全員が受講する。
- 二 研究を行う職員及び研究費等管理事務を行う職員は、本規程を遵守する旨確約した誓約書（別紙1）を毎年提出する。
- 三 競争的研究資金や受託研究費等の外部関係機関から資金を受けている研究において物品等を購入する場合は、業者に対して本規程を遵守する旨確約した取引に関する誓約書（別紙2）を提出させるものとする。
- 四 競争的研究資金の管理において、資金提供先機関等からの指示がある場合は、専用の銀行口座を開設して管理にあたるものとする。

- 五 センター内外からの研究費等の不正使用に関する通報を受け付ける窓口を運営部に設置する。
- 六 センター内外から通報等を受け、調査が必要と判断された場合は、別途定める調査委員会を開催して調査を行うものとする。
- 七 調査委員会は調査結果を、最高管理責任者に報告する。
- 八 最高管理責任者は、調査委員会の報告にまだ不明な点や疑義等があると判断する場合、調査委員会に対して再調査を指示することができる。

(不正行為等に対する措置)

第9条 前条第1項第六号により不正行為があったことが確認された場合、最高管理責任者は以下のとおり報告等を速やかに行うものとする。

- 一 法人本部へ報告して、必要な指示を受けるものとする。
 - 二 運営費による研究の場合は、東京都および厚生労働省の担当部局へ報告し、必要な指示を受けるものとする。
 - 三 競争的研究資金や受託研究費等の外部関係機関から資金を受けている研究の場合は、当該関係機関へ報告し、指示を受けるものとする。
- 2 不正行為に関わった職員については、社会福祉法人浴風会就業規則第11章の規定により制裁を行なうものとする。
- 3 不正行為に関する告発者および調査協力者に対しては、告発や情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。ただし、告発者が悪意による虚偽の告発であったと認定する場合は、虚偽の告発をした者に対して前項と同様の措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、発生した不正行為に対する措置を講じると共に、その事案毎の防止策を検討して、関係者へ周知するものとする。

(モニタリング及び内部監査)

第10条 研究費等の執行についてのモニタリングは、コンプライアンス推進責任者とともに運営部総務課が実施する。

- 2 研究費等の運営・管理に関する内部監査については、別に定める規程により実施する。なお、必要に応じて「社会福祉法人浴風会内部監査規程」に基づく監査室と、連携して行うものとする。
- 3 モニタリング及び内部監査の結果、研究費の使用に疑義が生じた場合は、第8条第1項第六号の規定に基づき調査委員会に付することとする。

第5章 補則

(間接経費の管理)

第11条 間接経費は、最高管理責任者の指示のもと、公的研究費による研究の実施に伴うセンターの管理等に必要な経費として、効率的かつ効果的に取り扱うものとする。

- 2 間接経費の管理及び執行等は最高管理責任者の指示を受け運営部が行うものとする。

(周知及び情報の開示)

第12条 センターは研究を行う職員及び研究費等管理事務を行う職員に対して、研究費の管理体制及び使用方法等の説明を適宜行い、且つ、研究倫理等の研修を受講させることにより、使用ルール等の周知徹底を図ることとする。

2 本規程を含め研究費の取扱いや不正防止対策等の概要は、センターが運営するホームページ（DCnet）により外部に開示する。

附則

この規定は平成28年4月1日より施行する。

附則

平成29年7月1日一部改訂

第10条第2項を浴風会「内部監査規程」制定に合わせ変更

附則

平成30年6月21日一部改訂

- ・第8条第1項第四号として、競争的研究資金の管理のための口座開設に関する規定を追加
- ・第10条第2項の内部監査に関する規定を変更

(別紙1)

誓 約 書

社会福祉法人浴風会

認知症介護研究・研修東京センター

センター長 様

私は、平成 年度に行なう研究及び研修事業、又はこれに係る事務業務において、下記の事項に同意し、遵守することを制約いたします。

- 1 業務を遂行するに当たり、法人規則及び東京センター規程等を遵守する他、上司の指示に従います。
- 2 研究及び研修に係る経費の使用について、不正は行ないません。
- 3 規則等に違反したと疑われた場合、法人等が行なう調査には全面的に協力いたします。
- 4 規則違反等が法人等により確定した場合、就業規則第 11 章「制裁」による懲戒処分等、事実の公表、配分機関の処分及び刑事告発等、法的責任を受けることを事前に理解いたします。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修東京センター

職 名

氏 名

印

(別紙2)

認知症介護研究・研修東京センターとの取引に関する誓約書

社会福祉法人浴風会

認知症介護研究・研修東京センター
センター長 様

当社は、貴センターへの物品等の納入について、以下のとおり誓約します。

- 1 「認知症介護研究・研修東京センター研究費管理規程」をはじめ貴センターの規程等を遵守し不正に関与しません。
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
- 4 貴センターの職員等から不正な行為の依頼等があった場合には速やかに通報します。

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者氏名

Ⓔ